

官報

号外 平成十一年十二月十日

○第四百四十六回 衆議院會議録 第十号

平成十一年十二月十日(金曜日)

平成十一年十二月十日

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査會委員任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査會委員任命につき同意を求めるの件
公安審査會委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査會委員任命につき同意を求めるの件
運輸審議會委員任命につき同意を求めるの件
電波監理審議會委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協會經營委員會委員任命につき同意を求めるの件
労働保險審査會委員任命につき同意を求めるの件
電気通信回線による登記情報提供に関する法律案(第四百四十五回國會、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

内閣から、
科学技術會議議員
公害健康被害補償不服審査會委員
中央更生保護審査會委員
公安審査會委員
社会保険審査會委員

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件等九件
電気通信回線による登記情報提供に関する法律案

平成十一年十二月十日 衆議院會議録第十号

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件等九件

電気通信回線による登記情報提供に関する法律案

電気通信回線による登記情報提供に関する法律案

電気通信回線による登記情報提供に関する法律案

一

午後一時三分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査會委員任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査會委員任命につき同意を求めるの件
公安審査會委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査會委員任命につき同意を求めるの件
運輸審議會委員任命につき同意を求めるの件
電波監理審議會委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協會經營委員會委員任命につき同意を求めるの件
労働保險審査會委員任命につき同意を求めるの件
○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

内閣から、
科学技術會議議員
公害健康被害補償不服審査會委員
中央更生保護審査會委員
公安審査會委員
社会保険審査會委員

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件等九件
電気通信回線による登記情報提供に関する法律案

平成十一年十二月十日 衆議院會議録第十号

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件等九件

電気通信回線による登記情報提供に関する法律案

平成十一年十二月十日 衆議院會議録第十号

運輸審議會委員
電波監理審議會委員
日本放送協會經營委員會委員
及び
労働保險審査會委員に
次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。
内閣からの申し出中、
まず、
科学技術會議議員に熊谷信昭君を、
公害健康被害補償不服審査會委員に浅野椿悦君及び古市圭治君を、
中央更生保護審査會委員に川原富良君及び櫻井文夫君を、
社会保険審査會委員に加茂紀久男君及び塚本宏君を、
日本放送協會經營委員會委員に尚弘子君、中村桂子君及び堀部政男君を、
労働保險審査會委員に田村敦子君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。次に、
公安審査會委員に山岸一平君を、
運輸審議會委員に村田恒君を、
電波監理審議會委員に常盤文克君を、
日本放送協會經營委員會委員に櫻井孝順君を、
労働保險審査會委員に加藤輝雄君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

○野田聖子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
第四百四十五回國會、内閣提出、電気通信回線による登記情報提供に関する法律案を議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

電気通信回線による登記情報提供に関する法律案(第四百四十五回國會、内閣提出)
○議長(伊藤宗一郎君) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。法務委員長武部勤君。

○武部勤君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、最近における高度情報化社会の進展やこれに対応した行政サービスの質的向上の要請に
かんがみ、不動産登記、商業登記等についての磁気ディスクをもって調製された登記簿に記録されている登記情報のより簡易かつ迅速な利用を図るため、登記情報を電気通信回線を使用して提供する制度を創設するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。
第一に、法務大臣は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託に係る登記情報を電気通信回線を使用して当該委託者に送信することを業務とする法人を、全国に一を限って指

定する。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

定することができるものとすること、

第二に、指定法人に対し、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して請求する権利を認めるものとする、

第三に、指定法人に対する法務大臣の監督等に関する規定を設けるものとする、と

であり、

本案は、前国会の本年三月二日に提出され、継続審査となっていたものであります。

今国会におきましては、去る七日日井法務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席閣僚大臣

法務大臣 日井日出男君
厚生大臣 丹羽雄哉君
運輸大臣 二階俊博君
郵政大臣 八代英太君

労働大臣 牧野隆守君
国務大臣 清水嘉子君
国務大臣 中曽根弘文君

○議長(伊藤宗一郎君) 報告

(条約送付及び通知)

一、昨九日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

(通知書受領)

一、昨九日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十一年度一般会計補正予算(第二号)

平成十一年度特別会計補正予算(特第二号)

平成十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)

一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任

補欠

保坂展人君 知久馬三子君
知久馬三子君 保坂展人君

(議案付託)

一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外二名提出、衆法第一号)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(菅直人君外三名提出、衆法第九号)

以上二件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(第四百四十五回国会内閣提出、本院継続審査)

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案

新事業創出促進法の一部を改正する法律案

一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案(河村たかし君外五名提出)

(議案通知)

一、昨九日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案(第四百四十五回国会、中野寛成君外五名提出)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出)

一、昨九日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

千九百九十九年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年七月二十一日に国際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百九十四年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法(第四百四十五回国会衆法第三五号)

一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成十一年度一般会計補正予算(第二号)

平成十一年度特別会計補正予算(特第二号)

平成十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)

(予備的調査要請書受領)

一、昨九日、次の予備的調査要請書を受領した。

公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査要請書(前原誠司君外四十名提出、平成十一年衆予調第三号)

(質問書提出)

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

専門学校に於ける外国人教員に対する大量解雇・権利侵害事件に関する質問主意書(保坂展人君提出)

在日外国人の福祉サービスの利用の促進に関する質問主意書(福島豊君提出)

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年三月二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、登記情報を電気通信回線を使用して提供する制度を設けることにより、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようにし、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「登記情報」とは、法務大臣が指定する登記所における不動産登記、商業登記その他政令で定める登記についての磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ物を含む。）をもって調製された登記簿に記録されている情報で次に掲げるものをいう。ただし、電気通信回線を使用して提供することに適しないものとして法務省令で定めるものを除く。

一 当該登記簿に記録されている事項の全部についての情報

二 当該登記簿に記録されている事項の一部についての情報で法務省令で定めるもの

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(指定等)

第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、全国に一を限り、次条第一項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 登記情報提供業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が登記情報提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 登記情報提供業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて登記情報提供業務が不公正になるおそれがない者であること。

四 第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ この法律又は不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の規定に違反したことを終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 第十条第二項の規定による命令により解任され、解任の日から五年を経過しない者

2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

4 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務等)

第四条 指定法人は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託を受けて、その者に對し、次項の規定により提供を受けた登記情報を電気通信回線を使用して送信することを業務とする。

2 指定法人は、前項の業務を行うため、当該委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。

3 指定法人は、前項の規定による請求に係る登記情報の提供を受けたときは、法務省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

4 前項の手数料の額は、物価の状況、登記情報の提供に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

(業務規程)

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が登記情報提供業務の適確かつ円滑な実施上不適当となつたと認めるときは、指定法人に對し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第六条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第七条 指定法人は、法務大臣の許可を受けなければ、登記情報提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(契約の締結及び解除)

第八条 指定法人は、第四条第一項の委託に係る

契約（以下「情報提供契約」という。）の申込者が情報提供契約を締結してゐたことがある者である場合においてその者につき支払期限を超えてまだ支払われていない登記情報提供業務に関する料金があるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者が支払期限後二月以内に登記情報提供業務に関する料金を支払わなかつたとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

(登記情報提供業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第九条 指定法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登記情報提供業務に関して得られた情報を、登記情報提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(役員の変更及び解任)

第十条 指定法人の役員の変更及び解任は、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 法務大臣は、指定法人の役員が、この法律の規定（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたときは、指定法人に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十一条 法務大臣は、登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に對し、当該業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十二条 法務大臣は、登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に對し、当該業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の

事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し等)

第十三条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登記情報提供業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 登記情報提供業務を適確かつ円滑に実施することができないと認められるとき。

二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで登記情報提供業務を行ったとき。

2 法務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(法務省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、登記情報提供業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の許可を受けないで登記情報提供業務の全部を廃止したとき。

二 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述を

せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 指定法人の役員又は職員が指定法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定法人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(登記特別会計法の一部改正)

第二条 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「受入金」の下に、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第 号)第四条第三項の規定による手数料」を加える。

理 由

最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、不動産登記、商業登記等についての磁気ディスクをもつて調製された登記簿に記録されている登記情報のより簡易かつ迅速な利用を図るため、当該登記情報を電気通信回線を使用して提供すること、これを創設するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案(内閣提出、第四百四十五回国会開法第五九号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における高度情報化社会の進展やこれに対応した行政サービスの質的向上の要請にかんがみ、不動産登記、商業登記等についての磁気ディスクをもつて調製された登記簿に記録されている登記情報のより簡易かつ迅速な利用を図るため、登記情報を電気通信回線を使用して提供すること、これを創設するための措置を講

じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法務大臣は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託に係る登記情報を電気通信回線を使用して当該委託者に送信することを業務とする法人を、全国に一を限って指定することができるものとする。

2 指定法人に対し、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して請求する権利を認めるものとする。

3 指定法人に対する法務大臣の監督等に関する規定を設けるものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、不動産登記、商業登記等についての磁気ディスクをもつて調製された登記簿に記録されている登記情報のより簡易かつ迅速な利用を図るため、当該登記情報を電気通信回線を使用して提供すること、これを創設するための措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年十二月十日

法務委員長 武部 勲

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、関係者は、次の事項について格段の配慮をされたい。

一 電気通信回線による登記情報提供制度の管理・運営に当たっては、その信頼性及び安全性について万全を期するとともに、国民のプライバシーの侵害をもたらさないよう十分に配慮すること。

二 登記情報提供業務に関する料金等について、国民に過度の負担とならないよう配慮すること。

三 現在推進中の登記事務のコンピュータ化を可及的速やかに行い、国民の利便に資するよう努めること。